

～江津市にお住まいの保護者の方へ 大切なお知らせ～

対象かどうか  
ご確認ください！

令和5年度

# 江津市子育て世帯臨時給付金のご案内

エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減のため、  
江津市独自の臨時**給付金を支給**します！

## 1. 支給対象者

- ◎ この給付金には、**所得制限はありません。**
- ◎ 対象児童は、**高校生年代の児童を含みます。**

次の**両方**に当てはまる人

- 平成17年4月2日～令和6年3月31日生まれの児童を養育している人  
(原則、児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い方に支給されます。)
- 令和5年12月1日(申請による対象者は申請日)時点で、江津市に  
住民登録のある人

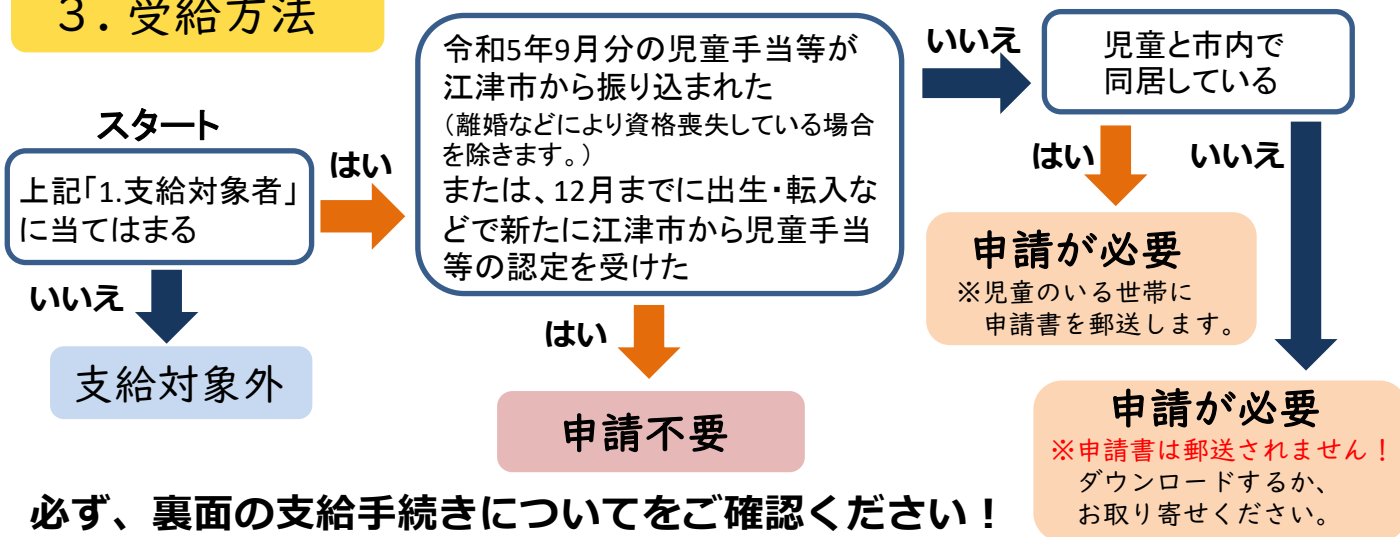
## 2. 支給額

児童1人当たり 一律 **3万円**

※課税上の取り扱いは「一時所得」となります。

- 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**申請が必要な場合**があります。

## 3. 受給方法



詳しい申請方法および申請書類のお取り寄せは、下記までお問い合わせください。

江津市役所子育て支援課子育て支援係

☎ 0855-52-7487

## 4. 給付金の支給手続き

### I. 令和5年9月分の児童手当等を江津市から受給している人

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。（**対象者には通知**します。）
- ▶ 1月下旬頃、令和5年9月分の児童手当等を支給している口座に振り込みます。

#### 【ご注意ください】

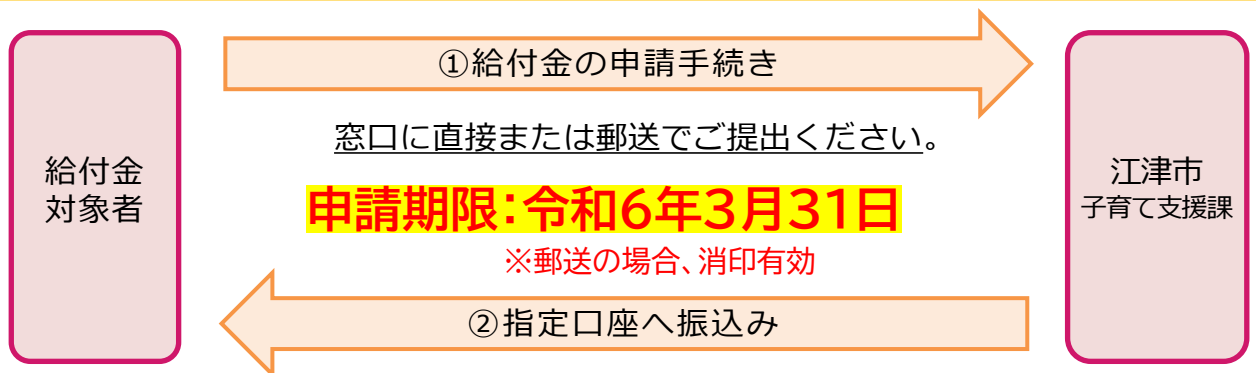
- ※ 給付金の支給を希望しない場合、受給拒否届出書を提出ください。
- ※ 児童手当等の支給のために指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

### II. 上記以外の方 （公務員、高校生のみを養育している、所得超過により児童手当の受給資格がない人など、上記Iの**申請不要の通知が届かない人**）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに子育て支援課**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する人に対して、申請内容を確認したのちに指定口座に振り込みます。

#### 【ご注意ください】

- ※ 申請日時点で、**保護者の住民票登録が江津市にない場合は申請することができません。**
- ※ 市外に住む児童を別居監護している場合、別居監護申立書および児童の住民票を添付が必要です。
- ※ 主な生計維持者が市外に住んでいる場合は、市内で児童と同居する保護者が申請できます。
- ※ **児童と同居していない支給対象者には申請書が届きません。** 申請書はホームページからダウンロードするか、お電話にてお取り寄せください。



「子育て世帯臨時給付金」の

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、江津市子育て支援課や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。